

[事案 28-47] 手術給付金支払請求

・平成 28 年 10 月 11 日 裁定終了

<事案の概要>

右慢性硬膜下血腫の穿頭血腫除去術について、「頭蓋内観血手術」に該当するとして手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成元年 8 月に契約した定期保険特約付終身保険の疾病特約にもとづき、右慢性硬膜下血腫の穿頭血腫除去術について手術給付金を請求したところ、「上記以外の開頭術」に該当するとして手術給付金が支払われたが、以下の理由により、「頭蓋内観血手術」に該当するとして、既払金との差額、遅延損害金および慰謝料を支払ってほしい。

- (1) 本件契約の約款の「神経の手術 56. 頭蓋内観血手術」という文言では、「開頭術のみ」が該当するとは読み取れない。また、本件契約の約款は、説明不足で曖昧であり、「作成者不利の原則」にもとづき、被保険者に有利に解釈されるべきであり、穿頭血腫除去術は、「頭蓋内観血手術」に該当すると解釈すべきである。
- (2) 保険会社の解釈の根拠の説明を求めても、約 1 年間、はっきりとした回答が得られず、無駄に費やした。
- (3) 保険会社に対して回答を求めても、回答済みとの回答をするなどの非常識な対応による精神的苦痛を受けた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本件契約の約款の「神経の手術 56. 頭蓋内観血手術」は、身体に対する侵襲度が高い手術を想定しており、神経に対する治療がなされる手術であり、かつ、開頭術による手術を前提としているため、申立人が受けた手術は、「神経の手術 56. 頭蓋内観血手術」に該当しない。また、申立人の受けた手術は、開頭術でない以上、「83. 上記以外の開頭術」にも該当しないとするのが素直な解釈であるが、契約者有利に支払対象を拡大する運用を行い、「83. 上記以外の開頭術」に該当するとして、手術給付金の支払いをした。
- (2) 延滞金を支払う理由はない。
- (3) 申立人からの問い合わせに対し、当社は、何度も文書での回答を行い、適切な対応をしている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の手術の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が受けた手術は、「神経の手術 56. 頭蓋内観血手術」に該当しないため、既払金との差額および延滞金の支払いを認めることはできないこと、保険会社の対応は不法行為に該当しないため、慰謝料の支払いを認めることはできないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。